川崎市国民健康保険データヘルス計画 概要版 (平成 28~29 年度)

川崎市国民健康保険

目次

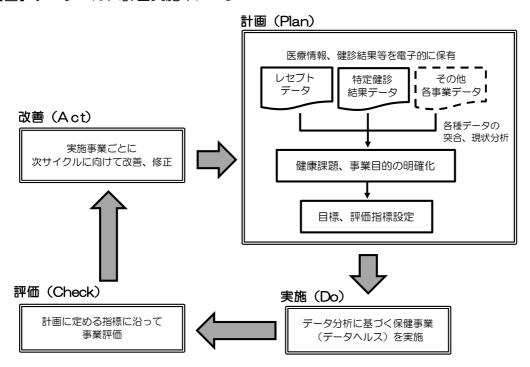
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の期間	1
3.	保健事業の実施状況・実施計画	2
	(1)特定健康診査	2
	(2)特定保健指導	
	(3)35 歳・38 歳健康診査	5
	(4)保健施設事業(プール・トレーニングルーム利用券)	6
	(5)生活習慣病重症化予防事業	
	(6)医療費通知	8
	(7)重複•頻回受診対策	9
	(8) ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用促進	.10

1. 計画策定の背景と趣旨

平成26年3月、厚生労働省において「国民健康保険に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改正しました。この改正により、市町村国保保険者も、健康・医療データを活用してPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するための計画「データヘルス計画」を策定し、実施及び評価を行うこととなりました。

本市では、特定健康診査(以下「特定健診」という。)の結果やレセプトデータ等の健康・医療データを活用して被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、ひいては本市国民健康保険被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、「川崎市国民健康保険データヘルス計画」(以下「本計画」という。)を策定し本計画に基づき事業を実施していきます。

【図】データヘルス計画実施イメージ



2. 計画の期間

本計画における計画期間は、「第二期川崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」の 実施期間(平成25年度から平成29年度まで)と整合を図るため、平成28年度から 平成29年度までの2年間に設定します。

3. 保健事業の実施状況・実施計画

各種データの分析により明らかになった本市の現状と課題に対し、既存事業のこれまでの取組内容を改めて精査し、事業ごとに課題解決のための方針を決定します。

各事業については、事業規模に応じて取組を細分化し、それぞれの取組ごとに目的を持ち、PDCAサイクルに沿って実施することにより、事業全体の効率化及び効果の向上を図ります。

(1)特定健康診査

【事業概要】

名称	特定健康診査
目的	被保険者の生活習慣病の早期発見と予防をするため
内容	メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施
対象者	40~74 歳の被保険者
実施期間	6月から翌3月末まで
実施機関	市内の医療機関(約 400 機関)

	KPU2
	60歳以前に国保加入した被保険者より、60歳以降に国保加入した被保険者の受診率が
	高くなっています。被用者保険加入期間に定期的な健診受診が習慣化しているため、国
	保加入後も健診を定期的に受診しているものと考えられます。健診受診が習慣となるよ
=田 8百	うに、若年層への受診勧奨が必要です。
課題	健診受診者と未受診者では、年齢が高くなるにつれて、未受診者一人当たりの医療費が
	高くなっています。また、健診の受診回数が多いほど一人当たり医療費が低くなってい
	ます。継続受診の必要性もありますが、まずは長期に渡って1度も受診したことがない
	被保険者への対策が必要です。
	特定健診の実施に当たっては、確実な事業運営が何より重要です。今後も継続して年度
	途中加入者への受診券発送や、がん検診等との連携を図るなど、被保険者が受診しやす
	い環境の整備に努めていきます。
± &1	その上で、データ分析により、若年層の受診率向上及び長期未受診者への対策が必要で
方針	あることがわかりましたので、若年層への受診勧奨を重点的に行うとともに、長期未受
	診者に対して少なくとも複数年に1度でも受診してもらうよう受診勧奨していきます。
	また、本市では南部地区が北部地区に比べ受診率が顕著に低いことから、広報・啓発に
	おいては地区ごとの受診率を意識した取組を進めていきます。

	実施環	境の整備		
	・迅速な受診券再発行依頼への対応			
	・ 年度途中加入者への受診券発送			
	・がん検診等との連携強化			
	受診率向	国上の取組		
	受診勧奨(電話)			
事業展開	40 歳代前半の若年層や長期未受調	診者を中心に	勧奨を実施	
事未成用	受診勧奨(ハガキ)			
	発送時期を電話勧奨の時期と連動	させるなど、	効果的に実施	拖
	広報・召	啓発の取組		
	・新たな広報・啓発媒体の模索			
	・広報・啓発する内容を見極めた効果的	的な実施		
	特定健診っ	フォロー事業		
	特定健診・特定保健指導実施機関との連携強化			
	アウトプット アウトカム			
	実施環境の整備			
	年度途中加入者への受診券発送	100%	_	
	※5月加入分から 12 月加入分まで。	10070		
	受診率向上の取組			特定健診受診率
目標、	受診勧奨(電話)			平成 28 年度
評価指標	対象者のうち、通話できた割合	20%	勧奨者の	31%
	※電話情報がない対象者等は除く	以上	受診率	平成 29 年度
	Welling Into the Well a long.		50%以上	33%
	受診勧奨(ハガキ)	T	T	
		120,000	_	
	7 17 17 12 11 94	通以上		

(2)特定保健指導

【事業概要】

名称	特定保健指導		
目的	被保険者の生活習慣病の早期発見と予防をするため		
内容	特定健診の結果、生活習慣病リスクの高い被保険者に対して、保健師、管理栄養士等に		
	よる保健指導を実施		
40~74 歳の被保険者			
対象者	特定健診受診者で健診結果が一定の基準に達した者		
実施期間	健診実施年度の6月から翌9月末まで(初回面接)		
中佐城即	動機付け支援 市内の医療機関及び保健指導実施機関(約200機関)		
実施機関	積極的支援 市内の医療機関及び保健指導実施機関(19機関)		

して、大学・大阪内グ					
	特定保健指導対象者となった特定健診受診者の	問診において、半数	数の受診者が特定保健指		
課題	導を希望すると回答しましたが、特定保健指導の実施者数は希望者数より著しく少ない状				
	況です。また、特定健診の受診率が年々上昇している一方で、特定保健指導の実施率は年々				
	下降していることから、保健指導の周知、利用観	が奨、利用しやすい	環境の整備が必要です。		
	特定健診受診者の特定保健指導に対する実施意欲は高いことがわかりましたので、事業内				
	容の周知を強化するとともに特定保健指導を利	用しやすい環境づ	くりを進めることで、実		
方針	施率の向上を図ります。				
	特定保健指導実施機関との連携を強化し、特定係	保健指導対象者には	は特定健康診査フォロー		
	事業により健診結果の丁寧な説明と特定保健指	導への誘導を行い	ます。		
	利用環境の)整備			
	・プロポーザル方式による実施機関の選定及び実施機関の拡充				
	・既存の保健事業との連携				
事業展開	実施率向上の取組				
尹未成州	利用勧奨(電話)				
	専門職種による利用勧奨				
	特定健診フォリ	フォロー事業			
	特定健診・保健指導実施機関との連携強化				
	アウトプット アウトカム				
	実施率向上の取組		特定保健指導実施率		
目標、	利用勧奨(電話)		平成 28 年度		
評価指標	対象者のうち、通話できた割合 20	制奨者の 0%	20%		
		フル 実施率 実施率	平成 29 年度		
	「	50%以上	22%		

(3) 35 歳・38 歳健康診査

【事業概要】

名称	35 歳・38 歳健康診査
若年層からの生活習慣病の早期発見と予防及び健診受診の習慣化による特定健診へ	
目的	入のため
内容	特定健診の対象となる前の若年層に対して、特定健診と同様の健康診査を実施
対象者	35 歳、38 歳の被保険者
実施期間	10月から翌3月末まで
実施機関	市内の医療機関(約 400 機関)

課題	医療費及び医療機関受診率が上昇し始める年代	(40歳)より前に、疾病の予防及び早期			
本陸	発見につなげることが必要です。				
	本市では、20年以上前から若年層への取組を進めてきました。データの分析により医療				
	費の上昇が始まる 40 歳前後の若年層に対する	S取組が重要であることが改めて明らかに			
누신	なりましたので継続して実施します。				
方針	今後は、特定健診・特定保健指導との事業の繋	がりをさらに意識するとともに、35 歳・			
	38 歳健康診査の受診率向上を図り、30 歳代の	の健診受診が習慣化することで、特定健診			
	対象者の若年層の受診率向上が期待できること	から未受診者の対策を進めます。			
	受診率向上の取組(新規取組)				
	受診勧奨(電話)				
事業展開	新たに 35 歳・38 歳健診対象者への)電話勧奨の実施			
	広報・啓発の取組				
	特定健診と連携して実施				
	アウトプット アウトカム				
	受診率向上の取組	健診受診率			
目標、	受診勧奨(電話)	平成 28 年度			
評価指標	☆	18%			
	対象者のうち、通話できた割合	20% 受診率 平成 29 年度			
	※電話情報がない対象者等は除く 	以上 50%以上 20%			
		<u> </u>			

(4) 保健施設事業 (プール・トレーニングルーム利用券)

【事業概要】

名称	保健施設事業(プール・トレーニングルーム利用券)	
目的	被保険者の健康保持及び増進のため	
内容	市内温水プール、スポーツセンター等において無料で利用できる利用券配布を実施	
対象者	保険料を完納している人(世帯) (中学生以下は対象外)	
実施期間	4月から翌3月末まで	
中佐城即	市内温水プール 6か所(すべての市営プール)	
実施機関	市内スポーツセンター、トレーニングルーム等 7か所(各区1か所)	

	生活習慣の改善が必要な被保険者の活用が望ましいですが、被保険者の健康状態にかか
課題	わらず利用券の配布を行っていることから、事業の目的である被保険者の健康保持及び
	増進の効果が見えづらく効果測定が難しい状況となっています。
车 和	計画期間中に事業のモニタリングを行い、効率的かつ効果的な事業となるよう見直しを
方針	検討します。
事業展開	既存の事業とのマッチング等による効果的な事業運営方法の検討

(5)生活習慣病重症化予防事業

【事業概要】

名称	生活習慣病重症化予防事業(試行)		
目的	被保険者の生活習慣病の重症化を予防するため		
中容	特定健診受診者で特定保健指導対象外の者のうち、生活習慣病に関する検査結果におい		
内容	て病気発症や重症化の可能性がある者に対して保健師等による家庭訪問等を実施		
対象者	特定健診受診者で、40歳から69歳の者のうち、健診結果が基準値に該当した者		
実施期間	6月から翌3月末まで		
実施機関	幸区保健福祉センター		

課題	本市は、被保険者一人当たり医療費は他都市と比べ低くなっていますが、高齢化率に鑑			
	みると将来的には合併症(重症化)により医療費が増加する可能性があります。また、			
	本市の医療費全体の 27.0%が生活習慣病に関連する疾患で構成されており、さらに生活			
	習慣病における一人当たり入院医療費は一般疾病と比べ高くなる傾向であることがわか			
	りました。そのため、予防・改善が可能で、かつ患者一人当たりの医療費が高い生活習			
	慣病における入院医療費の上昇を抑える必要があります。			
	データ分析により医療費全体のうち3割程度が予防・改善が可能な生活習慣病に関連す			
	る疾患であることがわかりました。生活習慣病は高血圧疾患、糖尿病、脂質異常症等の			
方針	複合的な要因によって引き起こされるものであることから、対象者の選定に当たっては、			
	特定の疾患に絞るのではなく、未治療者ヘアプローチをすることにより生活習慣病の重			
	症化予防に取組みます。			
	データ分析結果及び幸区の試行実施状況から、実施手法、基準の設定等の課題を精査し、			
	平成 28 年度から全区展開(本実施)			
事業展開		名称	生活習慣病重症化予防事業	
		実施期間	4月から翌3月末まで	
		実施機関	各区保健福祉センター	
目標、評価指標	アウトプット		アウトカム	
	対象者への勧奨率 100%			
	※単年度ではなく本計画期間中		_	
·				

(6) 医療費通知

【事業概要】

名称	医療費通知		
目的	被保険者の健康、医療に対する認識を高め、国民健康保険事業の健全な運営に資するため		
内容	医療を受けた被保険者に対し医療費通知の発送を実施		
対象者	医療を受けた被保険者がいる世帯(世帯単位、宛先は世帯主)		
実施期間	5月、7月、9月、11月、翌1月、翌3月		
実施機関	健康福祉局保険年金課		

課題	当該医療を受けた月から通知発送までに時間を要してしまうため、適切なタイミングで		
	の通知となっておらず、通知の趣旨を適切に理解してもらえているか効果測定が難しい		
	状況です。		
方針	被保険者に増え続ける医療費について再認識してもらうため、重複受診の減少等に一定		
	の効果があると思われることから継続して実施します。		
事業展開	・対象診療月及び通知回数について効果的な実施方法の検討		
	• 通知書の掲載内容の見直し(特定健診など他事業との連携)		

(7) 重複・頻回受診対策

【事業概要】

名称	重複・頻回受診対策			
目的	大量服薬による被保険者の健康被害を防止し、医療費適正化による医療保険財政の健全			
Hou	化に資するため			
内容	医療機関等の適正受診について、広く一般的に周知・啓発を行う他、重複受診者等に対			
	しては、文書等で適正受診についての指導を実施			
	広報・啓発			
対象者	全被保険者			
刈象有	重複受診文書指導			
	向精神薬使用者のうち、複数月に渡り、重複受診をしている被保険者			
実施期間	随時			
実施機関	広報・啓発			
	健康福祉局保険年金課			
	重複受診文書指導			
	各区役所保険年金課、各支所保険年金係			

=86	データの分析により、睡眠障害(向精神薬を使用)の患者が男女共に多いことが確認さ			
課題	れましたので、継続して適正受診への働きかけが必要です。			
	本事業は、重複受診による医療費全体への影響に対応するのではなく、向精神薬の			
方針	投与、過剰投与を防ぎ被保険者の治療意識の向上を図ることを主として事業を実施し			
	ਰ.			
事業展開	周知・啓発及び重複受診者への面接、文書による指導を継続して実施			
目標、	アウトプット	アウトカム		
評価指標	対象となる受診者への文書指導、面接指導の実施率	100%	重複受診者数減少	

(8) ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用促進

【事業概要】

名称	ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用促進		
目的	ジェネリック医薬品の普及促進を行うことにより、被保険者負担の軽減や医療費適正化		
	による医療保険財政の健全化に資するため		
内容	ジェネリック医薬品の利用促進について、広報啓発を行う他、個別通知等の発送を実施		
	広報・啓発		
	全被保険者		
対象者	差額通知		
	ジェネリック医薬品に切り替えた場合の1か月あたり自己負担額の差額が300円		
	以上の被保険者		
	広報•啓発		
宇施田関	7月に全世帯へ郵送、規加入者に対しては随時配布		
実施期間	差額通知		
	7月、翌1月		
実施機関	広報•啓発		
	各区役所•支所窓口		
	差額通知		
	健康福祉局保険年金課		

課題	ジェネリック医薬品の使用状況は、数量ベースでは全国平均を大きく上回っていますが、			
	年間の上昇率でみると全国を下回っていることから、本事業の効果だけでなく全国的な			
	認知度の上昇や医薬品製造業者等による環境整備など外的な要因も考えられるため、さ			
	らなる利用率の向上に向けてより効果的な通知方法の検討が必要です。			
	データの分析により、切り替え可能額の高い薬効分類が明確になりましたので、切り替			
	え可能金額の多い薬効分類(特に生活習慣病に係る薬剤)に対して、重点的に利用促進			
方針	を進めていきます。また、切り替え可能金額の増減に周期があることがわかりましたの			
	で、通知書の発送時期についても検討していきます。			
	利用促進を行う一方で、ジェネリック医薬品に係る使用リスクも適切に周知していきま			
	ਭ .			
事業展開	差額通知の対象拡大を検討し、さらなる使用率の向上を図る。			
目標、評価指標	アウトプット		アウトカム	
	+++	100%	ジェネリック医薬品の使用率	
	対象への通知発送 		(数量ベース)の向上	

川崎市国民健康保険データヘルス計画 概要版 平成28年3月

健康福祉局地域福祉部保険年金課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 044-200-3426 FAX 044-200-3930